京都市消防局訓令甲第13号

 各
 部

 消
 防
 学
 校

 各
 消
 防
 署

京都市消防局災害活動組織規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市消防局長 杉 本 栄 一

第4条第2項中「指令センター員」の右に「(以下「指令センター長等」という。)」を加え、同条第5項中「指令センター」を「指令センター長等」に、「班」を「班長又は班員」に改める。

第5条第1項中「災害活動を遂行」を「消防署の管轄区域(消防分署の担当区域を含む。) における災害活動全般を統括」に改める。

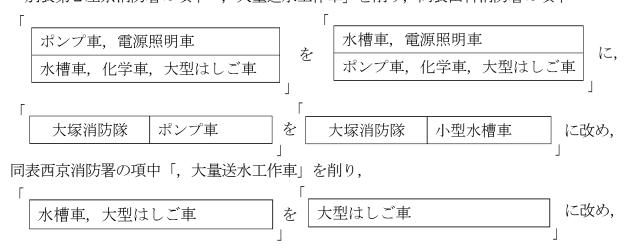
第6条第2項中「本部指揮救助隊員」の右に「(以下「本部指揮救助隊長等」という。)」 を加え、同条第5項中「本部指揮救助隊」を「本部指揮救助隊長等」に、「班」を「班員」 に改める。

第7条第2項中「指揮隊員」の右に「(以下「指揮隊長等」という。)」を加え、同条第5項中「署指揮隊」を「指揮隊長等」に、「班」を「班員」に改める。

第9条第1項中「救助工作車」を「救助工作車等」に改める。

第13条第1項中「,多目的物資搬送車」を削り,「及び高度救急救護車」を「,高度救急救護車及び都市型水害対策車」に改め,同条第2項中「特別装備隊員」の右に「(以下「特別装備隊長等」という。)を加え,同条第4項中「特別装備隊」を「特別装備隊長等」に,「班」を「班員」に改める。

別表第2左京消防署の項中「, 大量送水工作車」を削り, 同表山科消防署の項中



同表伏見消防署の項中「,大量送水工作車」を削り,同表局の項中「,多目的物資搬送車」 を削り,「高度救急救護車」の右に「,都市型水害対策車」を加える。

別表第4指揮者の項中「署指揮隊長」を「指揮隊長」に、「署副指揮隊長」を「副指揮隊長」に改める。

附則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)